

入札説明書（ニッサン キャラバン車いす仕様車 公売）



説明会日時 : 令和 7年 8月 1日 (金) 午前11時
説明会場所 : 中川郡美深町字西町18番地
美深町役場 保健センター駐車場

入札日時 : 令和 7年 8月 7日 (木) 午前10時00分
入札場所 : 中川郡美深町字西町18番地
美深町役場大会議室

	保健福祉課
担当 :	保健福祉グループ福祉係
電話 :	01656-2-1683 (直通)
FAX :	01656-2-1626

車両は現状による引渡となりますので、使用開始にあたっては、事前に必要な整備を行い、十分に安全を確認してください。

令和 7年 8月 7日美深町が行う物品（ニッサン キャラバン車いす仕様車）の売り払いについては、この説明書をお読みのうえ、参加してください。

1 売り払い物品

車名等	初度登録年月	車検満了期日
ニッサン キャラバン車いす仕様車 旭川 800 さ 3640	平成 15年 8月	令和 7年 8月 28日

※形式等の詳細は、別紙車両概要書のとおり。

2 入札参加することができる者の要件

入札参加できる者は、個人・法人を問わず次の要件をすべて満たす者とします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22年法律第 67号）第 167条の 4に定める欠格条件に該当しないこと。

3 売払条件

- ・ 買受人は落札決定後 7日以内に売買契約を締結すること。
- ・ 契約締結後、指定する日（概ね契約日から 20日以内）までに売買代金を納入すること。
- ・ 車両の名義変更は、代金納入後 10日以内に買受人が行うこと。（諸手続に関する費用は全て買受人の負担となります。）
- ・ 車両の引渡し場所は美深町役場保健センターとなります。
- ・ 車両は現状による引き渡しとなるため、引き渡し後の不具合等については一切保証しません。
- ・ 買受人は売払物品の乗用開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い、十分に安全を確認すること。

4 売払物品公開の場所及び日時

場 所 : 美深町字西町 18番地 美深町役場保健センター駐車場

日 時 : 令和 7年 8月 1日(金) 午前 9時~午後 3時に役場保健センター駐車場にて展示

説明会の日時 : 令和 7年 8月 1日() 午前 11時 役場保健センター駐車場

5 入札日時及び場所

日 時 : 令和 7年 8月 7日(木) 午前 10時 00分

場 所 : 美深町字西町 18番地 美深町役場 2階大会議室

※入札開始時間までに入室されなかった場合、参加できません。

6 入札書の作成・提出方法等

- ・ 入札書の様式に定めはありませんが、別紙様式 1を参考にしてください。
- ・ 入札書には入札金額を記載してください。
- ・ 金額を訂正した入札書及び重大な誤りが認められた入札書は無効となります。
- ・ 代理人が入札に参加する場合、委任状(参考: 別紙様式 2)を提出してください。また、この場合、代理人の印鑑(委任状に押印したもの)が押印されていない入札書は無効となります。
- ・ 郵送、電報等による入札書の提出はできません。

7 買受人の決定

最高価格をもって入札した者を買受人とします。なお、この買受人が契約を締結しなかったときや期日までに売買代金を納入しなかったとき、又は9に示す事項に該当することとなった場合は、次に高い価格をもって入札した者を買受人とします。

8 買受人決定後の異議申立て等の禁止

入札参加者又はその代理人は、買受人決定後この説明書・売買契約書及び説明等の内容の不明確を理由として異議を申し立てることはできません。

9 入札書の無効

次に掲げる者が提出した入札書は無効とします。

- ・ 参加資格のない者
- ・ 金額を訂正した入札書を提出した者
- ・ 記載内容に重大な不備がある入札書を提出した者
- ・ 入札執行者の指示に従わなかった者
- ・ 入札に際し、不正のあった者
- ・ 一人で他人の代理人も兼ねて参加した者、又は一人で複数の代理を兼ねて参加した者
- ・ その他の条件に違反した者

10 契約の締結

買受人は、入札の日から7日以内に、美深町が指定した売買契約書により契約を締結していただき、売買契約締結後町が指定する日までに売買代金を全額納付していただきます。

なお、契約保証金は免除します。

11 売払物品の引渡

名義変更手続き完了が確認できた日以降となります。

また、引渡場所は美深町役場保健センターです。

12 その他

- ・ この説明書に定めのない事項については、地方自治法、同施行令及び美深町財務規則（昭和46年規則第7号）に基づき処理をすることとします。
- ・ 使用にあたっては、車両側面の「JA北海道厚生連 美深厚生病院」の表示は消去又は塗りつぶし等により見えない状態にしてください。

車両概要書

1 基本データ

車名	ニッサン キャラバン車いす仕様車 旭川 800 さ 3640
型式	KG-DWMGE 25改 (普通・特殊・自家用)
車体寸法	長さ499cm、幅169cm、高さ228cm
車両総重量	2930kg
原動機の型式	ZD30
初年度登録月日	平成15年 8月
総排気量	2.95ℓ (ディーゼル)
乗車定員	10人
走行距離	約13万4,000km
車検満了日	令和7年 8月28日
付属品	スタッドレスタイヤホイールセット

2 仕様・オプション・装備 (○は該当、×は非該当です。)

駆動方式	4WD (パートタイム)	ミッション	AT
使用燃料	軽油	エアコン	○ (マニュアル)
パワーステ	○	パワーウィンドウ	○
ラジオ	AM・FM	ABS	○
テレビ・カーナビ	×	フロントヒーター及びリアヒーター	○
エアバック	○ (運転席)	スライドドア	○ (手動)

3 主な履歴等

- ・ 事故歴不明
- ・ 車両状態 ~ 使用に伴う傷、経年によるボディ腐食、へこみあり (助手席側後部)
夏タイヤ装着

※ 買受者は、引渡し時にこの車両の車検が切れている場合は、自己の負担で車両の移動を行うこと。
※ 買受者は、乗用の開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い、運行に際しては十分に安全確認を行うこと。

様式1

入 札 書

令和 年 月 日

美深町長 草 野 孝 治 様

住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

印

代理人氏名

印

下記金額をもって買い受けたいので入札いたします。

記

1 品 名 ニッサン キャラバン車いす仕様車

2 入札金額

千	百	十	万	千	百	十	円

也

委 任 状

代理人 住所
氏名 ㊟

私は、上記の者を代理人と定め、下記の物品の入札に関する一切の権限を委任します。

記

売 払 物 品	ニッサン キャラバン車いす仕様車 旭川 800 さ 3640
---------	-----------------------------------

令和 年 月 日

美深町長 草 野 孝 治 様

参 加 者 住 所	都・道・府・県	市・郡	町・区
参加者氏名又は 名称・代表者名	㊟		

売買契約書（案）

売出人 美深町長 （以下「甲」という。）と、買受人 （以下「乙」という。）とは、次の売買物品について、次の条項により売買契約を締結する。

（売買物品）

第1条 売買物品は、次のとおりとする。

区分	品名	数量	現在の設置場所
車両	ニッサン キャラバン車いす仕様車 旭川 800 さ 3640	1台	美深町字西町18番地 美深町役場 保健センター

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（代金の支払）

第3条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 売買物品は、下見当時の現場有姿のままとし、その所有権は、乙が売買代金を納付したとき甲より乙に移るものとする。

（違約金）

第4条 乙は、第3条に定める期日までに売買代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払日まで年3.7パーセントの割合で計算した違約金を、甲に支払わなければならない。

（売買物品の引渡し）

第5条 乙は、売買代金納入後、10日以内に抹消登録等（名義変更を含む）を行い、甲に車検証の写しを提出し確認を受けるものとする。また、これに要する費用は、乙の負担とする。

2 甲は、前項の確認の後、甲乙両者が定める日に売買物品を乙に引き渡し、乙は当売買物品の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第6条 乙は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において、当該物品が甲の責めに帰することのできない理由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（かし担保）

第7条 乙は、この契約締結後において、売買物品に隠れたかしのあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（返還金等）

第9条 甲は、前条の規定により解除権を行使した場合は、乙が支払った売買代金を返還するものとする。この場合、返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により解除権を行使した場合は、乙が負担した契約に係る費用、売買物品に支出した必要経費その他一切の費用は賠償しない。

（原状回復義務等）

第10条 乙は、甲が第8条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還させることができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責

めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物品の譲渡証明書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(その他)

第13条 この契約に関し、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 中川郡美深町字西町18番地
美深町長 草野孝治 ①

乙 住所
氏名 ①